

我が国の原子力損害賠償制度の概要

我が国の原子力損害賠償制度の枠組（全体像）

【国際的枠組】

○原子力損害の補完的な補償に関する条約(CSC)

- ・一定額(原則3億SDR(約450億円※))以上の損害賠償措置の義務付け
- ・一定額を超える損害について締約国による拠出金で賠償を補完して補償

※1SDR=150円と仮定

【国内制度】

○原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)

- ・原子力事業者の無過失責任、責任集中、無限責任
- ・一定の賠償措置額に係る民間保険契約及び政府補償契約の締結等の義務付け

○原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律

- ・CSCが定める拠出金制度に基づき、原子力事業者が行う賠償の費用の一部の補助、負担金の徴収

○原子力損害賠償補償契約に関する法律(補償契約法)

- ・民間保険契約ではうめられない賠償損失(地震、噴火、津波等)を補償するための政府補償契約の締結や補償金の支払等

○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法

- ・原子力損害賠償・廃炉等支援機構の設置、原子力事業者からの負担金の徴収(原子力事業者による相互扶助)
- ・原賠・廃炉機構による資金援助

【福島事故への対応】

○東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律

○東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律

- ・特定原子力損害に係る賠償請求権に関する消滅時効期間を「10年間」、いわゆる除斥期間を「損害が生じたときから20年」とする 等

○平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律

- ・国による仮払いの実施(観光業を行う中小企業者が受けた風評被害)

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

- ・福島第一原発の放射性物質の拡散による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置を定めたもの。同法に基づく措置は、原賠法の規定により関係原子力事業者が賠償責任を負う原子力損害に係るものとして、当該事業者の負担の下で実施

原子力損害賠償制度

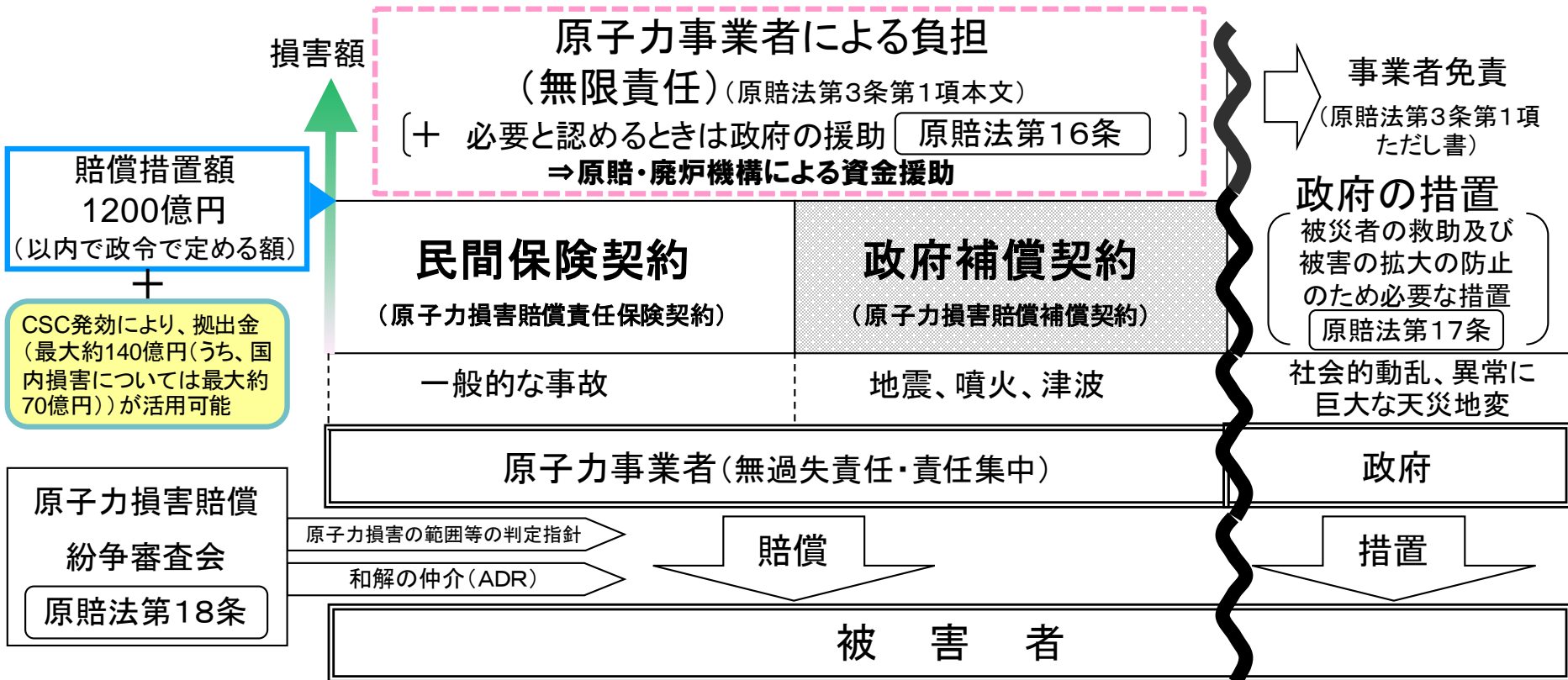
目的：原子力損害の被害者の保護及び原子力事業の健全な発達を図る

【原子力損害の賠償に関する法律】

- 原子炉の運転等により生じた原子力損害は、原子力事業者が賠償責任を負う。
(無過失責任、責任集中、無限責任)
ただし、異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じた場合を除く。
- 原子力事業者は、民間保険契約及び政府補償契約の締結等を義務付け。

【原子力損害賠償補償契約に関する法律】

- 民間保険契約でうめられない賠償損失を補償するため、政府と原子力事業者が締結する政府補償契約の締結や補償金の支払等について規定。



原子力損害の賠償に関する法律等の概要①

【経緯】

- わが国の原子力損害賠償制度について、原子力委員会は、昭和33年に、原子力事業者に責任保険を主体とする損害賠償措置を講じさせること及び必要ならば国家補償を考慮する原子力災害補償制度確立のための基本方針を決定するとともに、制度の具体化のために原子力災害補償専門部会（我妻榮部会長）を設置し、検討。
- 検討結果を踏まえ、「原子力損害の賠償に関する法律」及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」が昭和36年に成立した。

【目的】

- 原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的（原賠法第1条）

【原子力損害の定義】

- 「原子炉の運転等」とは、原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用、廃棄物埋設・廃棄物管理、及びこれらに付随してする核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄で政令で定めるもの
- 「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害（原賠法第2条）

（対象となる原子力事業者）

- ・原子炉設置者（実用発電炉、試験研究炉）
- ・加工事業者、濃縮ウラン、プルトニウムを扱う核燃料使用者
- ・廃棄物埋設、廃棄物管理を行う者
- ・運搬を行う者

【事業者の責任】

（無過失責任）

- 原子力事業者の故意・過失は問われない。
原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。（原賠法第3条）

（責任集中）

- 損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。（原賠法第4条）

（無限責任）

- 原子力事業者の賠償責任の限度額は、特に規定せず。

原子力損害の賠償に関する法律等の概要②

【免責規定】

○原子力損害が、異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものについては、原子力事業者を免責としている（原賠法第3条第1項ただし書き）

【求償権】

○損害の発生の原因について責めに任ずべき自然人があるとき（当該損害が当該自然人の故意による生じたものである場合に限る。）は、損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。（原賠法第5条）

【賠償措置の義務】

- 原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（賠償措置）を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない（賠償措置の義務）（原賠法第6条）
- 原子力事業者は、原子力損害賠償責任保険（民間保険契約）及び原子力損害賠償補償契約（政府補償契約）の締結、もしくは供託等を行う（原賠法第7条）
- 賠償措置の額は、原子炉の運転等の種類に応じて定められている。
（1万Kw超の原子炉の運転の場合は、1200億円とし、種類・規模に応じた少額措置を政令で規定）。
- 現在の政府補償契約制度等は、平成31年12月31日までに原子炉の運転等を開始したものに適用する。（原賠法第20条）

（原子力損害賠償補償契約に関する法律）

- 民間保険契約ではうめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償（第2条）
- 対象は、地震又は噴火によって生じた原子力損害、正常運転によって生じた原子力損害等、政令で定めるもの（津波）（第3条）
- 補償契約金額は民間保険と同額。補償料は、政令で定める料率を乗じて得た金額とする（第4条、第6条）

【国の援助・措置】

- 損害賠償すべき額が賠償措置額を超え、かつ、目的を達成するため必要と認めるときは、政府は、原子力事業者に対して賠償するために必要な援助を行う。（原賠法第16条）
- 異常に巨大な天災地変又は社会的動乱の場合、政府は、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講じる。（原賠法第17条）

原子力損害の賠償に関する法律等の概要③

【原子力損害賠償紛争審査会】

○文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における以下の事務を行わせるため、原子力損害賠償紛争審査会を置くことができる（原賠法第18条）

- ・原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと。
- ・原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること。
- ・上記の事務を行うため必要な原子力損害の調査及び評価を行うこと。

【罰則】

○第6条（賠償措置を講ずべき義務）の規定に違反した者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（原賠法第24条）

原子力損害の賠償に関する法律等の主な改正履歴

昭和36年3月1日、第38回国会に「原子力損害の賠償に関する法律」及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」が提出され、同年6月8日成立、同月17日に公布。昭和37年3月15日に、原賠法等の関係法令が施行され、原子力損害賠償制度が確立。

改正年	補償契約と政府の援助	賠償措置額	原賠法、補償契約法の主な改正点	原賠法施行令、補償契約法施行令の改正点
昭和46年	10年延長	50億円→60億円	<ul style="list-style-type: none"> 原子力船に係る制度を整備し、両国政府間の合意に基づき、原子力事業者の損害賠償責任を一定の額までとし、その額までの損害賠償措置を講じさせる。 原子力事業者間の核燃料物質等の運搬については、受取人の責任から原則として発送人の責任に改めるとともに、特約による責任の移転を許容。 原子力事業者の求償権について、第三者に故意又は過失がある場合に求償できるとされていたものを、故意ある第三者に限定。 事業行為に付随して行われる運搬・貯蔵・廃棄に伴う原子力事業者の賠償責任（無過失・責任集中）について、核燃料物質によって汚染された物による損害を追加。 	
昭和54年	10年延長	60億円→100億円	<ul style="list-style-type: none"> 従来原賠法の対象とされていなかった、従業員が業務上受けた損害を原子力損害の対象とし、労働者災害補償制度における保険給付と損害賠償との調整を行うこととした。 	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質等の廃棄についての特例額（2億円）を新たに設定。
昭和61年				<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物埋設についての特例額（2億円）、廃棄物管理についての特例額（ガラス固化体：20億円、ガラス固化体以外：2億円）を新たに設定。
平成元年	10年延長	100億円→300億円		<ul style="list-style-type: none"> 加工・使用について、従来の一律の特例額（2億円）を改め、プルトニウムの加工・使用を60億円、それ以外の核燃料物質等に係る加工・使用を10億円とした。
平成11年	10年延長	300億円→600億円	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業者として使用済燃料の貯蔵の事業の許可を受けた者を追加。 	<ul style="list-style-type: none"> 加工・使用に係る特例額と区分を変更（プルトニウム、濃縮度5%以上の濃縮ウラン、ガラス固化体：120億円、それ以外の核燃料物質等：20億円）。 使用済燃料の貯蔵についての特例額（120億円）を新たに設定。
平成19年				<ul style="list-style-type: none"> 高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の埋設についての特例額（120億円）を新たに設定。
平成21年	10年延長	600億円→1200億円	<ul style="list-style-type: none"> JCO臨界事故（平成11年）を踏まえ、原子力損害賠償紛争審査会の事務に指針の策定を追加。 損害保険会社への補償契約事務の一部委託を可能とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転や一定量以上の核燃料物質の使用の終了後に、付随してする核燃料物質等の事業所内の運搬、貯蔵又は廃棄について、合理的な賠償措置額の特例額（240億円、40億円）を新たに設定。
平成24年				<ul style="list-style-type: none"> 熱出力が1万kWを超える原子炉の運転に係る補償契約の補償料率を1万分の20に引き上げ。
平成26年			<ul style="list-style-type: none"> 被害者に重過失がある場合に、これを考慮して損害賠償の額を算定できること、故意の法人に対する求償権を制限、補償契約及び責任保険契約の解除を制限（原子力損害の補完的な補償に関する条約(CSC)締結に伴う整備） 	

賠償措置額の推移

運転等の種類		平成22年 1月1日～	平成20年 4月1日～	平成12年 1月1日～	平成2年 1月1日～	昭和61年 11月26日～	昭和55年 1月1日～	昭和46年 10月1日～	昭和37年 3月15日～
原子炉の 運転等	・熱出力1万Kw超	1200億円	600億円	600億円	300億円	100億円	100億円	60億円	50億円
	・熱出力100Kw超～ 1万Kw以下	240億円	120億円	120億円	60億円	20億円	20億円	10億円	5億円
	・熱出力100Kw以下	40億円	20億円	20億円	10億円	2億円	2億円	1億円	1億円 (1Kw以下は 1千万円)
加工	・濃縮ウラン (濃縮度5%未満)	40億円	20億円	20億円	10億円	2億円	2億円	1億円	1千万円
	・プルトニウム	240億円	120億円	120億円	60億円				
	・濃縮ウラン (濃縮度5%以上)				10億円				
再処理		1200億円	600億円	600億円	300億円	100億円	100億円	60億円	—
使用	・濃縮ウラン (濃縮度5%未満)	40億円	20億円	20億円	10億円	2億円	2億円	1億円	1千万円
	・プルトニウム	240億円	120億円	120億円	60億円				
	・濃縮ウラン (濃縮度5%以上)				10億円				
使用済燃料の貯蔵		240億円	120億円	120億円	—	—	—	—	—
廃棄物 埋設	ガラス固化体以外 (低レベル放射性廃棄物)	40億円	20億円	20億円	10億円	2億円	—	—	—
	ガラス固化体	240億円	120億円	—	—	—			
廃棄物 管理	ガラス固化体以外 (TRU廃棄物含む)	40億円	20億円	20億円	10億円	2億円	—	—	—
	ガラス固化体	240億円	120億円	120億円	60億円	20億円			

原子炉の運転等の種類別の賠償措置額・政府補償契約の締結件数

賠償措置額	工場又は事業所（サイト）における事業行為（付随運搬・貯蔵・廃棄を含む） ※3							サイト外の行為				
	原子炉の運転		契約件数 ※1	加工・再処理・使用		契約件数 ※1	貯蔵・廃棄		契約件数 ※1	運搬・貯蔵・廃棄		契約件数 ※2
1200億円	熱出力1万kW超	①	19	再処理	⑨	2						
240億円	熱出力1万kW超 （原子炉の運転をやめ、原子炉の炉心から使用済燃料を取り出した場合）	②	1	以下の加工 ・ 800g以上U235（濃縮度5%以上） ・ 500g以上Pu	⑧	2	使用済燃料の貯蔵	⑬	0	以下のサイト外運搬 ・ 800g以上U235（濃縮度5%以上） ・ 500g以上Pu ・ 使用済燃料 ・ ガラス固化体	⑰	7
	熱出力100kW超～1万kW以下	④	2	以下の使用 ・ 800g以上U235（濃縮度5%以上） ・ 500g以上Pu	⑪	13	ガラス固化体の埋設	⑮	0			
40億円	熱出力1万kW超 （原子炉の運転をやめ、使用済燃料をサイトから搬出した場合）	③	1	一般の加工（⑧以外）	⑦	4	一般の廃棄物埋設（⑮以外） ＝低レベル放射性廃棄物	⑭	2	一般のサイト外運搬（⑰以外）	⑱	115
	熱出力100kW超～1万kW （原子炉の運転をやめ、使用済燃料をサイトから搬出した場合）	⑤	1	一般の使用（⑪以外）	⑩	8	一般の廃棄物管理（⑰以外） ＝低レベル放射性廃棄物	⑯	1	一般のサイト外貯蔵（⑲以外）	⑳	0
	熱出力100kW以下	⑥	9	以下の使用をやめた後 ・ 800g以上U235（濃縮度5%以上） ・ 500g以上Pu	⑫	1				核燃料物質等のサイト外廃棄（付随運搬を含む）	㉑	0

（備考） 1. ○囲い数字は、「原子力損害の賠償に関する法律施行令」第2条の表の各号の番号を表す。

2. ※1は、平成27年5月1日時点で継続している政府補償契約の数を表す。

3. ※2は、平成26年度に締結した政府補償契約の数を表す。

4. ※3は、同一サイトにおいて複数の種類の事業行為を行っている場合、実態としては一つの契約であってもそれぞれの種類ごとに契約件数を計上している。

政府補償契約を締結している事業所の一覧

30事業者 47事業所 (平成27年5月)

事業者	事業所	種類	補償契約金額
北海道電力(株)	泊発電所	運転①	1,200億
東北電力(株)	女川原子力発電所	運転①	1,200億
東北電力(株)	東通原子力発電所	運転①	1,200億
東京電力(株)	福島第二原子力発電所	運転①	1,200億
東京電力(株)	柏崎刈羽原子力発電所	運転①	1,200億
北陸電力(株)	志賀原子力発電所	運転①	1,200億
関西電力(株)	美浜発電所	運転①	1,200億
関西電力(株)	高浜発電所	運転①	1,200億
関西電力(株)	大飯発電所	運転①	1,200億
中部電力(株)	浜岡原子力発電所	運転①	1,200億
四国電力(株)	伊方発電所	運転①	1,200億
中国電力(株)	島根原子力発電所	運転①	1,200億
九州電力(株)	玄海原子力発電所	運転①	1,200億
九州電力(株)	川内原子力発電所	運転①	1,200億
日本原子力発電(株)	東海発電所・東海第二発電所	運転①	1,200億
日本原子力発電(株)	敦賀発電所	運転①	1,200億
(株)東芝	原子力技術研究所	使用①・運転⑥	240億
(株)日立製作所	原子力事業統括本部 王禅寺センタ	運転⑥	40億
ニュークリア・デベロップメント(株)	管理部大宮管理室	使用⑩	40億
ニュークリア・デベロップメント(株)		使用⑪	240億
(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン		加工⑦	40億
三菱原子燃料(株)	東海製作所	加工⑦・使用⑩	40億
原子燃料工業(株)	熊取事業所	加工⑧・使用⑪	240億
原子燃料工業(株)	東海事業所	加工⑧・使用⑪	240億
日本核燃料開発(株)	核燃料物質使用施設ホット・ラボ	使用⑪	240億
(株)シーシーオー	東海事業所	使用⑩	40億
旭化成(株)	延岡支社 日向細島一区事業所	使用⑩	40億
三菱マテリアル(株)	工業部事業センター 那珂工業部開発研究所	使用⑩	40億
三菱マテリアル(株)	さいたま総合事務所	使用⑩	40億
日本原燃(株)	濃縮・埋設事業所	加工⑦・廃棄物埋設⑭	40億

事業者	事業所	種類	補償契約金額
日本原燃(株)	再処理事業所	再処理⑨・廃棄物管理⑰	1,200億
(公財)核物質管理センター	東海保障措置センター	使用⑪	240億
(公財)核物質管理センター	六ヶ所保障措置センター	使用⑪	240億
東京大学	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻	使用⑪・運転⑥	240億
東京工業大学	核燃料貯蔵管理室・原子炉工学研究所	使用⑫	40億
京都大学	京都大学原子炉実験所	運転④⑥・使用⑪	240億
(学)立教学院	立教大学 原子力研究所	運転⑥	40億
(学)近畿大学	近畿大学 原子力研究所	運転⑥	40億
(学)五島育英会	東京都市大学 原子力研究所	運転⑥	40億
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	原子力科学研究所	運転①④⑤⑥・使用⑪・廃棄物埋設⑭	1,200億
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	核燃料サイクル工学研究所	再処理⑨・使用⑩⑪	1,200億
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	大洗研究開発センター	運転①⑥・使用⑪・廃棄物管理⑰	1,200億
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	青森研究開発センターむつ事務所	運転③	40億
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	原子炉廃止措置研究開発センター	運転②	240億
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	加工⑦・使用⑩	40億
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	高速増殖原型炉もんじゅ	運転①	1,200億
国立研究開発法人 産業技術総合研究所	つくば中央第二事業所	使用⑪	240億

○囲い数字は、「原子力損害の賠償に関する法律施行令」第2条の表の各号の番号を表す。

※ 東京電力福島第一原子力発電所は、原子力損害賠償補償契約を締結していない(損害賠償措置として金銭を供託している)。

賠償措置額と補償料率

	運転等の種類	賠償措置額	補償料率 ※大学の場合1万分の1.5	補償料／年
原子炉の 運転	・熱出力1万Kw超	1200億円	1万分の20	2億4000万円
	・熱出力100Kw超～1万Kw以下	240億円	1万分の3	720万円
	・熱出力100Kw以下	40億円	1万分の3	120万円
加工	・濃縮ウラン（濃縮度5%未満）	40億円	1万分の3	120万円
	・プルトニウム	240億円	1万分の3	720万円
	・濃縮ウラン（濃縮度5%以上）	240億円	1万分の3	720万円
再処理		1200億円	1万分の3	3600万円
使用	・濃縮ウラン（濃縮度5%未満）	40億円	1万分の3	120万円
	・プルトニウム	240億円	1万分の3	720万円
	・濃縮ウラン（濃縮度5%以上）	240億円	1万分の3	720万円
使用済燃料の貯蔵		240億円	1万分の3	720万円
埋設 廃棄物	・ガラス固化体以外 （低レベル放射性廃棄物）	40億円	1万分の3	120万円
	・ガラス固化体	240億円	1万分の3	720万円
管理 廃棄物	・ガラス固化体以外 （TRU廃棄物含む）	40億円	1万分の3	120万円
	・ガラス固化体	240億円	1万分の3	720万円
運搬	・濃縮ウラン（濃縮度5%未満）	40億円	1万分の3	120万円
	・汚染された物	40億円	1万分の3	120万円
	・プルトニウム	240億円	1万分の3	720万円
	・濃縮ウラン（濃縮度5%以上）	240億円	1万分の3	720万円
	・使用済燃料	240億円	1万分の3	720万円

政府補償契約の補償料収入

年度	歳入徴収額	賠償措置額
昭和 36	25	50億円
37	2,688	
38	2,692	
39	5,188	
40	5,191	
41	5,255	
42	6,836	
43	7,737	
44	15,323	
45	15,300	
46	19,190	60億円
47	25,797	
48	34,832	
49	39,112	
50	36,182	
51	46,786	
52	49,981	
53	52,941	
54	70,765	100億円
55	93,578	
56	90,032	
57	89,996	
58	105,095	
59	99,962	

年度	歳入徴収額	賠償措置額
昭和 60	105,110	100億円
61	105,474	
62	106,108	
63	110,886	
平成 元	284,078	300億円
2	348,406	
3	360,555	
4	378,086	
5	379,058	
6	381,529	
7	381,218	
8	380,294	
9	378,747	
10	395,020	
11	696,565	600億円
12	795,618	
13	806,481	
14	807,171	
15	851,316	
16	854,445	
17	821,923	
18	823,064	
19	790,623	

年度	歳入徴収額	賠償措置額
平成 20	850,708	600億円
21	890,595	
※1 22	914,877	1200億円
23	884,752	
※2 24	6,439,335	
25	4,750,333	
合計	26,992,862	

(単位:千円)

賠償措置額は、1万キロw超の場合。
歳入徴収額は、原子炉の運転等及び運搬も含めた補償料収入の全額。

※1 補償料率の引き下げ
1万分の5 ⇒ 1万分の3

※2 補償料率の引き上げ
(熱出力1万kW超の原子炉の運転)
1万分の3 ⇒ 1万分の20

原子力損害賠償紛争審査会

役割 1. 賠償に関する和解の仲介 2. 原子力損害の範囲の判定の指針等を策定

平成21年の原賠法改正により追加

JCO臨界事故の際には、8,000件を超える賠償請求がなされ、和解が円滑に進まない状況。



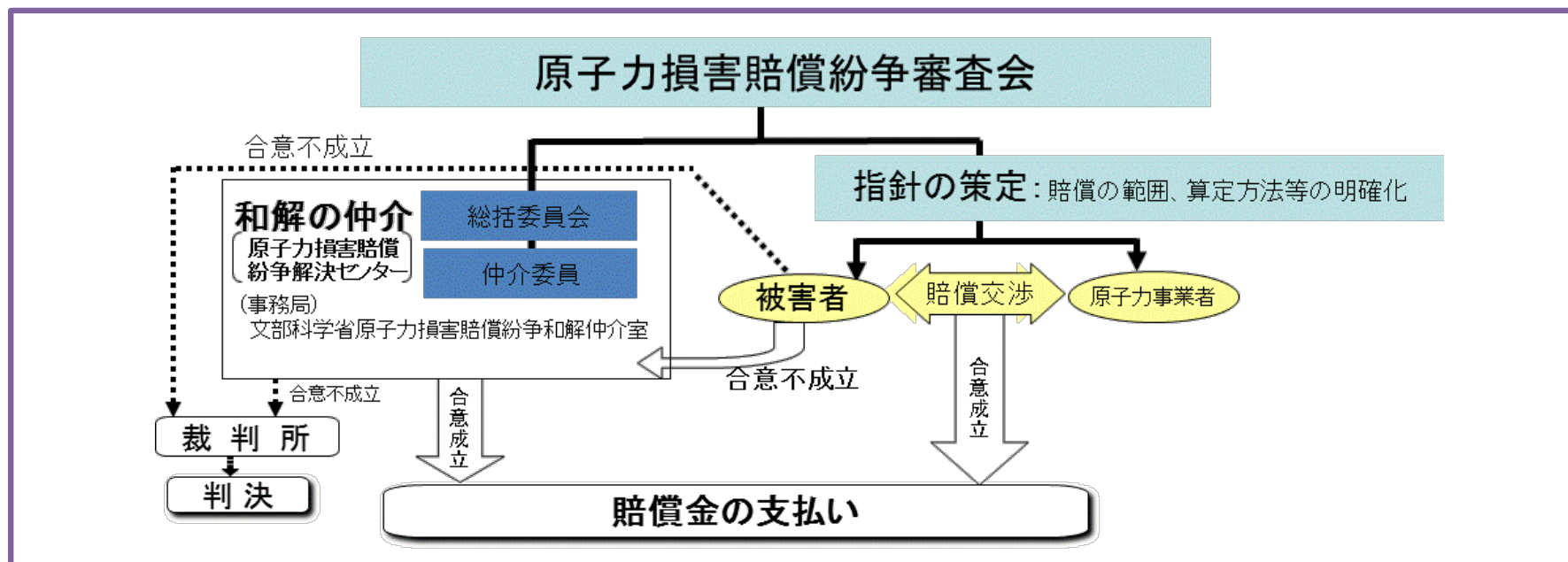
健康被害、避難、営業損失等の共通的な指針を示すことで、それを参考として和解が進むことが期待。

組織 審査会委員は10名以内で、法律、医療又は原子力工学その他の原子力関連技術に関する学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣が任命。

福島事故への対応

- 多くの案件を処理するため、原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)を設置。
- 類型化が可能で一律に賠償すべき損害を指針として策定。

なお、指針に明記されていない損害についても、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のあるものは賠償の対象とするよう、東京電力には合理的かつ柔軟な対応を求めている。



原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）

【概要】

福島事故による原子力損害の発生状況を踏まえ、原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介能力や 裁判所の処理能力を超えて賠償に関する仲介・訴訟案件が多数にのぼると想定されることから、同審査会の体制を整備するため、「原子力損害賠償紛争解決センター」(ADRセンター)を設置。

【実績】(平成27年5月15日現在)

(1) 申立件数: 16, 237件

(申立人数: 72, 790人)

(2) 既済件数: 13, 241件

- ① 全部和解成立: 11, 008件
- ② 取下げ: 1, 138件
- ③ 打切り: 1, 094件
- ④ 却下: 1件

(3) 現在進行中の件数: 2, 996件

(1) - (2)

(4) 現在提示している全部和解案: 304件

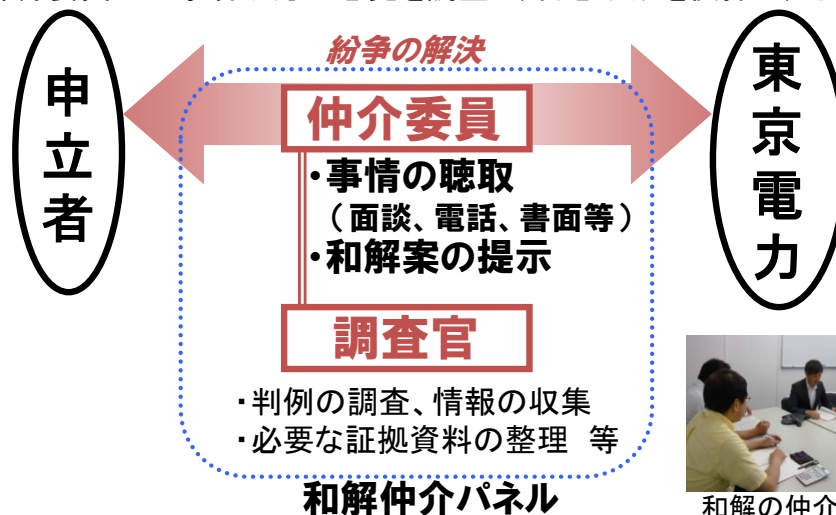
(3)のうち東京電力及び申立人からの受諾否回答持ちのもの

・口頭審理期日開催数: のべ8, 722件

・電話対応件数: のべ30, 752件

【和解の仲介】

仲介委員が当事者双方の意見を調整し、合意形成を後押しする。



＜ADRセンター所在地＞

- ・第1東京事務所(港区西新橋)
- ・第2東京事務所(港区新橋)
- ・福島事務所(郡山市)
 - 県北支所(福島市)
 - 会津支所(会津若松市)
 - いわき支所(いわき市)
 - 相双支所(南相馬市)



和解の仲介の様子



センター(東京事務所)外観

【体制】

ADRセンターは、審査会に設置された「総括委員会」、和解の仲介業務を行う「仲介委員」、庶務を担う事務局により構成されている。(総数: 622名、うち弁護士: 479名)

○総括委員会

全体総括: 和解の仲介手続に関する規則の制定・改廃、「総括基準」の策定 等

○仲介委員 280名(弁護士)

○事務局: 原子力損害賠償紛争和解仲介室

調査官186名(弁護士)ほか、計342名

(平成27年5月1日現在)

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の概要

東京電力株式会社福島原子力発電所事故による大規模な原子力損害を受け、被害者への迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置として、原子力損害賠償支援機構法が平成23年8月に成立。同法に基づき、平成23年9月に原子力損害賠償支援機構が設立。

平成26年8月には原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改組し、廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図ることを目的に加え、廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究開発、助言、指導及び勧告の業務も行っている。
※内閣府・文部科学省・経済産業省の共管。

